

採石法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第四十二号

採石法施行細則の一部を改正する規則

採石法施行細則（昭和四十六年広島県規則第八十二号）の一部を次のように改正する。
第五条を次のように改める。

（業務の状況に関する報告）

第五条 法第四十二条第一項の規定により知事が法第三十三条の認可を受けた採石業者から徴する報告は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 法第三十三条の認可に係る岩石の採取の着手に関する報告
 - 二 認可採取計画に定める岩石採取場の区域内において実施した岩石の採取に伴う災害の発生に関する報告
 - 三 認可採取計画の進捗状況及び認可採取計画に定める岩石採取場の区域内における岩石の採取に伴う災害の防止のための措置の実施状況に係る定期点検の結果に関する報告
 - 四 その他知事が必要と認める事項に関する報告
- 2 前項第一号の報告は、同号に規定する岩石の採取に着手した日から七日以内に別記様式第六号による岩石採取着手報告書を知事に提出して行うものとする。
 - 3 第一項第二号の報告は、同号に規定する災害が発生した後速やかに別記様式第七号による採石災害報告書を知事に提出して行うものとする。
 - 4 第一項第三号の報告の方法及び期限並びに当該報告に係る定期点検の実施の時期及び方法に関する事項については、知事が別に定めるものとする。
第七条を次のように改める。
（採石業者登録証明書の交付）
第七条 知事は、省令第八条の十五第二項第五号の書面の交付を受けようとする採石業者から請求があつた場合において、当該採石業者が現に知事の登録を受けているときは、これに別記様式第八号による採石業者登録証明書を交付する。
- 2 前項の請求は、別記様式第九号による採石業者登録証明書交付申請書を知事に提出して行うものとする。
別表を次のように改める。

別表（第六条関係）

書類の区分	提出部数	提出先
一 省令第八条の書類	正本一通及び写し一通	土木局総務管理部技術企画課
二 省令第八条の三の書類		
三 省令第八条の四の書類		
四 省令第八条の五の書類		

<p>一 省令第八条の九の書類 二 省令第八条の十一の書類 三 省令第八条の十三の書類 四 第七条の書類</p>	<p>正本一通</p>	
<p>一 省令第八条の十五の書類 二 省令第八条の十六の書類</p>	<p>正本一通及び岩石採取場が所在する市町の数に四を加えた数の写し</p>	<p>岩石採取場の所在地を管轄する建設事務所（当該所在地が建設事務所の支所の担当区域内である場合は、当該支所）</p>
<p>一 法第三十三条の五第二項の書類 二 省令第八条の十七の書類 三 省令第八条の十八の書類 四 第五条第一項第一号の書類 五 第五条第一項第二号の書類 六 第五条第一項第三号の書類</p>	<p>正本一通及び写し二通</p>	
<p>一 第五条第一項第四号の書類</p>	<p>知事が必要に応じて別に定める通数</p>	

別記様式第四号を次のように改める。

様式第4号 (第2条関係)

業 務 管 理 者 証 明 書

平成 年 月 日

広島県知事 様

登録申請者
住 所
氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名 〕

㊞

次の業務管理者は、登録申請者本人又はその従業員であつて、次の事務所に配置していることに相違ありません。

事務所名	ふりがな 業務管理者氏名	生年月日	合 格 定 番 号	区 分		
				本人	役員	使用人
	・ ・	県 号			
	・ ・	県 号			
	・ ・	県 号			
	・ ・	県 号			

- 注 1 区分欄は、該当する箇所に○印をすること。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記様式第八号を次のように改める。

様式第 8 号 (第 7 条関係)

採 石 業 者 登 録 証 明 書

住所

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

上記の者は、次のとおり採石法 (昭和 25 年法律第 291 号) 第 32 条の登録を受けていることを証明します。

平成 年 月 日

広 島 県 知 事 印

登 録 番 号	広 島 第 号
登 録 年 月 日	年 月 日

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

別記様式第八号の次に次の一様式を加える。

様式第 9 号 (第 7 条関係)

広島県収入証紙ち
よう付欄

採石業者登録証明書交付申請書

平成 年 月 日

広島県知事 様

申請者
住所
氏名

[法人にあつては、名称及び代表者の氏名]

印

次のとおり、採石法 (昭和 25 年法律第 291 号) 第 32 条の登録を受けていることを証明してください。

- 1 証明を求める事項
 - (1) 登録番号
 - (2) 登録年月日
- 2 交付部数 部

注 1 広島県収入証紙ちよう付欄には、交付部数に広島県証明事務手数料条例 (昭和 30 年広島県条例第 25 号) 第 2 条に定める金額を乗じた額に相当する額の広島県収入証紙をちよう付すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。